冬期の道路利用に関するお願い

▶歩道、各戸出入口、寄せ雪等の除雪にご協力を!

歩道除雪への地域の皆様のご協力をお願いします。また、車道除雪後の出入り口前等の「寄せ雪」 も各ご家庭で除雪するなど、ご協力をお願いします。 なお、道路に雪を捨てるのは法令違反です。

長野県道路交通法施行細則21条(6) 交通の妨害となるような方法で、積雪をみだりに道路に捨てること。



>お出かけ前は気象情報・道路状況の確認を!

山間部では特に天候が変わりやすいため、インターネット、テレビ、ラジオなどで気象情報を確認しましょう。 通行止め等があるため、道路状況を確認しましょう。

道路情報広場Nagano

(https://www.pref.nagano.lg.jp/michikanri/infra/doro/joho/hiroba/index.html)





➤スタッドレスタイヤ等防滑装置は早めに装着を!

積雪・凍結道路をすべり止めの措置をとらずに運転することは、法令違反です。

(罰金5万円以下、 反則金 大型自動車等7千円 普通自動車等6千円) 長野県道路交通法施行細則14条(2)

積雪又は凍結している道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーン又は防滑タイヤを用いる等滑り止めの処置を講ずること。



▶路面は滑りやすいため、特に慎重な運転を!

車間距離を十分にとって走行しましょう。

坂道、カーブ、日陰部、橋梁部、トンネル出入口は特に 注意しましょう。



通勤通学時の交通確保に重点を置き、除雪を行っています。そのため、昼夜問わず除雪を行っていますので、 ご理解をお願いします。



お問合せ先

北信建設事務所 中野事務所 電話:0269-22-3138 メール:hokuken-nakano@pref.nagano.lg.jp 飯山事務所 電話:0269-62-4111 メール:hokuken-iiyama@pref.nagano.lg.jp

車道除雪について

長野県では約5,000kmの道路除雪をしています。

限られた予算の中、効率的な除雪に努めていますので、県民はじめ道路を利用する皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆ 除雪方針

- ▶ 冬期における安心・安全な交通の確保を目指します
- ➤通勤通学時の交通確保に重点を置いています
- ▶道路管理者が相互に連携して除雪を行います

◇車道除雪

交通量に応じて確保する除雪幅員を決定しています。 交通量の少ない路線では1車線幅員を原則としています。 出動基準は下表のとおりです。

山坳至十16~衣のこ85りです。			
	区分	出動基準	主な対象区間
	重点区間	積雪が5~10cm	市街地を中心とする交通量の多い幹線道路、 勾配がきつい峠区間
	一般	積雪が10~15cm	上記をのぞく路線



◇凍結防止剤散布

交通量が多く、路面凍結の恐れのある坂道、日陰部、交差点等において交通に支障となる区間について凍結防止剤を散布しています。



◆ 異常降雪等緊急時の除雪対応

異常降雪により交通を確保することが困難となったときは、路線の重要度に応じて集中的な除雪を行います。さらに、滞留車両が発生する恐れがある区間は、事前に通行止めをする場合があります。









